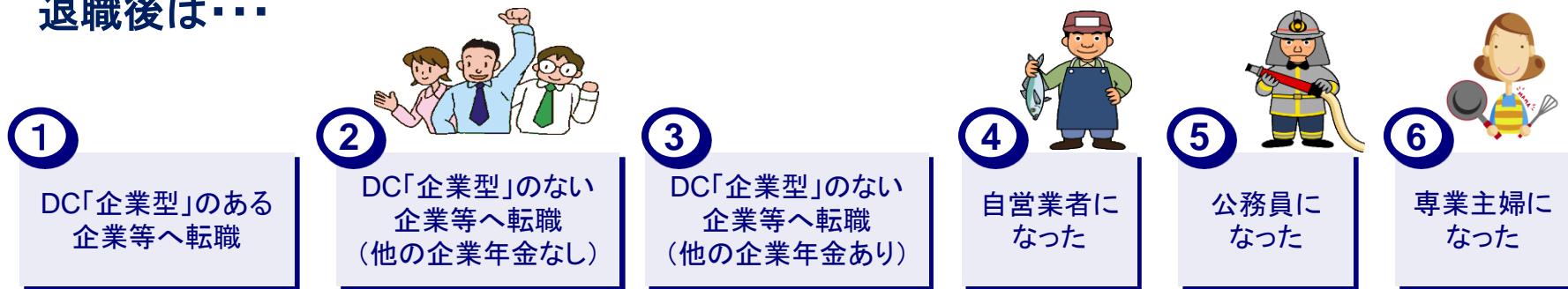


# ポータビリティと脱退一時金

退職後は・・・



企業年金・・・税制適格退職年金、厚生年金基金、確定給付企業年金等

転職先のDC「企業型」に移換

「個人型」に移換

継続して掛金拠出が可能

掛金拠出を継続することができない

継続して掛金拠出が可能

掛金拠出を継続することができない

「脱退一時金」受給が可能となる要件

直接企業型から中途脱退  
個人型へ移換後の中途脱退

1.5万円以下  
○  
×

1.5万円以下  
○  
加入期間3年以下  
または  
50万円以下  
○

1.5万円以下  
○  
×

1.5万円以下  
○  
加入期間3年以下  
または  
50万円以下  
○

◆退職した場合に一定の要件を満たせば、「脱退一時金」の受給が可能となる場合があります。

◆平成26年1月1日より脱退一時金の受給要件が変わります(詳しくはお問い合わせください)。